

令和2年美郷町議会議事録

第2回 定例会 (第1号)

招集年月日	令和2年 6月 3日					
招集の場所	美郷町役場議会議場					
開会日時 及び宣告	開会	令和2年 6月 3日 午前 9時30分				
		議長 佐竹一夫				
	散会	令和2年 6月 3日 午前10時36分				
		議長 佐竹一夫				
応招、不応招議員及び出席並びに欠席議員 出席12名 欠席 0名 凡例 ○出席 △欠席 ×不応招 ○△公務欠	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	議長 (11)	佐竹一夫	○	6	藤原修治	○
	副議長 (5)	福島教次郎	○	7	岩根和博	○
	1	日高学	○	8	山本幹雄	○
	2	中原保彦	○	9	安田勝司	○
	3	波多野康博	○	10	簗根正一	○
	4	原克美	○	12	西嶋二郎	○

会議録署名 議員	7番	岩根和博	8番	山本幹雄
地方自治法第 121条によ り説明のため 出席した者の 職・氏名	職名	氏名	職名	氏名
	町長	嘉戸隆	住民課長	行田綾子
	副町長	岸本建夫	健康福祉課長	松嶋由香里
	教育長	阿川俊治	産業振興課長	永妻孝司
	総務課長	木川士朗	山くじらブランド推進課長	安田亮
	企画推進課長	石田圭司	建設課長	添谷正夫
	美郷くらし推進課長	旭林修範	大和事務所長	大畠修二
	会計課長	井上陽生	教育課長	漆谷千鳥
職務により議会に出席 した者の職・氏名	議会事務局長 井原武徳 議会事務局員 大畑真紀			
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

令和2年美郷町議会第2回定例会議事日程

(第 1 号)

令和2年6月3日(水) 午前9時30分 開会

日程	事 件
1	会議録署名議員の指名
2	会期の決定
3	行政報告
4	<p>議案の上程、説明</p> <p>【条例案】</p> <p>議案第49号 美郷町小集落改良住宅条例等の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第50号 美郷町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第51号 美郷町若者定住住宅条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第52号 美郷町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第53号 美郷町潮温泉施設条例の制定について</p> <p>【予算案】</p> <p>議案第54号 令和2年度美郷町一般会計補正予算(第6号)</p> <p>議案第55号 令和2年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)</p>

議案第56号 令和2年度美郷町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第57号 令和2年度君谷診療所特別会計補正予算（第1号）

議案第58号 令和2年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第59号 令和2年度美郷町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）

議案第60号 令和2年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

【一般事件案】

議案第61号 専決処分の承認を求めることについて

議案第62号 専決処分の承認を求めることについて

議案第63号 財産の取得について

●佐竹議長

おはようございます。

全議員出席であります。

ただ今から令和2年美郷町議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、予めお手元に配布してあるとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、7番・岩根議員、8番・山本議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日3日から10日までの8日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●佐竹議長

ご異議なしと認め、本定例会の会期は、本日から10日までの8日間とすることに決しました。

日程第3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを受けたいと思います。

●佐竹議長

番外、町長。

●嘉戸町長

皆さんおはようございます。お許しをいただきましたので、3点申し上げたいと思います。

1点目は、新型コロナウイルスへの対応についてです。

5月25日の全都道府県の緊急事態宣言解除の発表、27日の島根県による中国地方5県の移動の自粛要請解除等を踏まえ、5月28日に美郷町新型コロナウイルス感染症対策会議を開催し、6月1日からの町の方針を決定し、対応しています。

町の体制は、対策本部から警戒本部に移行しましたが、引き続き緊張感を持って対応できる体制を維持しています。

ゴールデンユートピア、カヌーの里などの施設は、利用を県内の方に限り、感染予防対策をとった上で、全施設を再開しました。また、町職員の分散・交代勤務は、一旦、通常の体制に戻しています。

学校については、「3密」を避ける、マスクの着用、手洗いなどの感染予防対策をとって、5月25日から通常登校を再開しており、「オンライン授業」も今後の感染第2波による休校に備えて、環境整備等を進めています。放課後の居場所づくりでは、6月8日か

ら対象を3年生から6年生までに拡大します。また、利用児童増加による密集回避のため、新たに浜原隣保館を会場とする児童クラブを開設します。

また、これからは出水期を迎えることから、避難所での予防対策の検討、準備を進めています。衛生用品等の確保はもちろん、避難所での「3密」の回避等のための対策も進め、連合自治会や単位自治会と連携、協力して、取り組んでいきます。

今回の緊急事態宣言の解除は決して安全宣言ではなく、自粛の緩和に関わらず、依然として感染リスクはなくなっておりません。これからも、感染予防対策を徹底する生活を送り、新型コロナウイルスとうまく向き合っていくことが大切であると考えます。町としましては、引き続き、これからの町民の生活のため、啓発、対策に取り組んでまいります。

現在の対策の状況について申し上げます。

町民の皆さんの心身の健康対策として、最新のICT検査ツールの活用や理学療法士などの専門家の指導といった特徴ある新たなメニューで、地域に向いて実施する「4つの健康教室」については、5月26日から6月中旬にかけて、順次開始していきます。

5月26日から開始した運動不足、ストレス解消を目的とする「コロナなんかに負けない健康運動教室」では、9会場で137人の申し込みをいただいております。新規の方も増えておられます。

人込みの中での買い物が不安な方や車を持たない高齢者の方向けの「お使いタクシー」については、5月25日から開始して29日まで10件の利用があり、利用された方からも好評の声をいただいております。今後も、より一層のご利用を広く呼びかけてまいります。

また、事業継続支援金については、17件の申請があり、12件を交付決定し、6月10日に最初の支払いを行う予定です。事業者への信用保証料補助金については、2件の申請があり、2件とも交付決定をしています。

10万円の特別定額給付金については、6月2日までに2038世帯に対し、4億3050万円を支給し、対象世帯への支給割合は93%となっています。

支援金や定額給付金については、引き続き、細やかな相談、対応に努めていきます。

これらの対策を含めた新型コロナウイルス対策の総事業費は、以前に決定したものを含めて、1億287万円を予定し、財源に地方創生臨時交付金などを活用しています。本議会の議案では、対策事業予算を計上さしていただいております。

続いて、水道料金についてです。今年10月1日と来年10月1日からの2段階で予定しておりました水道料金の改定につきましては、新型コロナウイルスの町民生活等への影響を考慮し、延期することとします。2段階の改定をそれぞれ1年延期し、来年9月30日までは現在の料金で据え置くこととしたいと思っております。この後に、関係議案を提出させていただきます。

2点目は、旧JR三江線のトンネルの活用についてです。

新たな観光スポットとして検討している旧JR三江線のトンネルにつきましては、石見

ワイナリー株式会社と活用策の協議を進めています。まず、粕渕トンネルのワインカフェ活用という提案を踏まえて、5月28日には入札を行い、調査設計事業者を決定しました。今後、粕渕トンネル周辺の整備について、調査設計を進めていきます。また、浜原トンネルについても活用策を検討されており、協議を進めているところです。

3点目の工事等の発注状況につきましては、3月から5月までの状況をタブレットに配信していますので、ご覧いただきますようお願いいたします。

以上で報告を終わります。

●佐竹議長

町長の行政報告が終わりました。

日程第4、議案の上程及び説明を行います。

本定例会に提案を受けております議案は、条例案5件、予算案7件、一般事件案3件、計15件であります。議案第49号から議案第63号までの15議案を一括上程します。

はじめに、議案第49号から議案第53号までの条例案5件について、順次、提案理由の説明を求めます。

●佐竹議長

番外、建設課長。

●添谷建設課長

議案第49号、美郷町小集落改良住宅条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。令和2年4月に施行されました民法の一部を改正する法律に伴い、賃貸借契約に関するルールが改正となっております。1つ目といたしまして、賃貸借継続中の賃借物の修繕に関する要件の見直しでございます。民法改正前につきましては、どのような場合に賃借人が修繕できるかという規定はございませんでした。改正後につきましては、賃貸人が相当の期間必要な修繕をしない時、または差し迫った事情がある時、賃借人が修繕できる規定というものが追加になっております。2つ目といたしまして、敷金に関するルールの明確化でございます。改正前は、敷金の定義や敷金返還請求の時期の規定ではございませんでした。改正後につきましては、敷金の定義づけと返還時期を賃貸借が終了し、賃貸物の返還を受けた時、賃料等の未払い債務を差し引いた残額を返還しなければならないと明確化されております。3つ目といたしまして、賃貸借終了時の原状回復義務の明確化でございます。改正前は、原状回復義務の範囲について不明確でございました。これが改正後、賃借人は賃借物を受け取った後に生じた損傷について、原状回復義務を行うこと。ただし、通常の損耗や経年変化については、原状回復の義務を負わないことなどが明確化されております。これは、賃貸借契約に関する見直しにつきまして、美郷町小集落改良住宅条例、美郷町定住促進住宅条例、美郷町特定公共賃貸住宅条例、美郷町借り上げ型町営住宅条例、美郷町若者定住住宅条例についてそれぞれの規定を整備するものでございます。条例改正の内容につきましては、新旧対照表によりご説明申し上げます。左側が現行、右側が改定後となっております。

ます。1 ページ目、美郷町小集落改良住宅条例でございます。第 12 条で敷金に関する規定について、第 15 条では入居者の費用負担義務、原状回復義務のことでございますけども、これに関する規定を整備いたします。2 ページ目、美郷町定住促進住宅条例でございます。第 16 条で敷金に関する規定について、第 18 条で修繕費用の負担に関する規定について、第 19 条で入居者の費用負担義務に関する規定を整備いたします。3 ページ目、美郷町特定公共賃貸住宅条例でございます。第 17 条で敷金に関する規定について、第 19 条で修繕費用の負担に関する規定について、第 20 条で入居者の費用負担義務に関する規定を整備いたします。4 ページ目、美郷町借上型町営住宅条例でございます。第 15 条で敷金に関する規定について、第 17 条で修繕費用の負担に関する規定について、第 18 条で入居者の費用負担義務に関する規定を整備いたします。5 ページ目、美郷町若者定住住宅条例でございます。第 18 条で敷金に関する規定について、第 20 条で修繕費用の負担に関する規定について、第 21 条で入居者の費用負担義務に関する規定を整備いたします。原則施行日前に締結された契約につきましては、改正前の民法が適用され、施行日後に締結された契約につきましては、改正後の民法が適用となります。戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行といたします。

以上が議案第 49 条でございます。よろしくお願いたします。

●佐竹議長

番外、総務課長。

●木川総務課長

上程いただきました議案第 50 号、美郷町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。この条例は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、消防団員の損害補償に係る補償額等に関し、所要の改正を行うものでございます。この政令の改正では、昨年の一般職の職員の給与に関する法律の改正施行を踏まえ、損害補償の基礎となる補償基礎額等が改正されております。また、民法の一部を改正する法律による法定利率の改定を踏まえ、障害補償年金等の支給停止期間等の算定利率に用いる利率が改正されております。この条例の改正は、今、申し上げました政令改正の内容を踏まえて、条例で定めている補償基礎額等を改訂するものでございます。新旧対照表の 1 ページ目の右側、改正後の欄をご覧ください。第 5 条第 2 項第 2 号では、補償基礎額を 8800 円から 8900 円に改正します。その他 2 カ所の改正は政令改正に伴い、定義を整理しております。新旧対照表、2 ページ目の改正後の欄をご覧ください。附則第 3 条の 4、第 5 項第 2 号では損害補償年金等の支給停止期間等の算定に用いる利率について、民法改正を踏まえて、記述を整理し、事故発生日における法定利率といたします。新旧対照表の 3 ページ目、4 ページ目の規定や表の備考中の用語の改正も、今、申し上げました政令改正、民法改正を踏まえた改正と同じでございます。新旧対照表の 5 ページをご覧ください。階級ごとの勤務年数に応じた補償基礎額について給与法の法改正を踏まえ、政令で示された額に引き上げております。改正条例の 2 ページの下の附則をご覧ください。この条例の施行日

は、公布の日とし、この制度改正に伴う経過措置を附則第2項で定めております。経過措置として、改正後の規定は、政令、民法の改正施行日である令和2年4月1日後の損害補償に適用し、その日前に支給すべき損害補償やその日前の期間に係る補償年金等は、改正前の条例の規定によることを定めているものでございます。

以上で議案第50号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●佐竹議長

番外、建設課長。

●添谷建設課長

議案第51号、美郷町若者定住住宅条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。提案の理由でございます。九日市ニュータウン1戸の完成と管理開始のための所要の改定を行うものでございます。新旧対照表により改正する内容について、ご説明申し上げます。定住住宅及び共同施設一覧表の改正でございます。別表九日市ニュータウン1号の項の次に九日市ニュータウン2号を加える改正内容でございます。

以上が議案第51号でございます。よろしくお願いをいたします。

続きまして、上程いただきました議案第52号、美郷町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。提案理由でございます。先ほど町長からの行政報告のとおり、新型コロナウイルス感染症による地域経済、住民生活に深刻な影響が出ている状況から、水道料金改定について、1年延期を行うものでございます。新旧対照表で説明をいたします。不足の施行期日におきまして、第1項中令和2年10月1日を令和3年10月1日に、令和3年10月1日を令和4年10月1日にそれぞれ改める改正内容となっております。経過措置につきましても、第1項では改めました規定の施行日以降、徴収する水道使用料につきまして、それぞれ令和2年10月31日を令和3年10月31日に、令和3年10月31日を令和4年10月31日に改める内容となっております。

以上が議案第52号でございます。よろしくお願いをします。

●佐竹議長

番外、企画推進課長。

●石田企画推進課長

上程いただきました議案第53号についてご説明いたします。この条例は、令和3年春に開業を予定しております新潮温泉施設の設置、管理に関する基本的事項について定め、併せて潮交流研修宿泊施設設置条例の一部を改正し、潮温泉大和荘条例を廃止するものです。初めに、美郷町潮温泉施設条例についてご説明いたします。ほとんどの規定は、指定管理者制度による旧大和荘条例と同じですので、異なる点について、主にご説明いたします。2ページをお願いいたします。第1条では、設置の目的を町民の保養と健康増進や福祉の向上とし、ワイナリーリゾートタウン構想を踏まえて、町内外の交流の促進、地域の活性化を図る拠点として、設置を行うものと規定しております。第2条では、名称及び位置について規定をし

ております。第5条では、指定管理の期間を5年以内としております。これは、指定管理者の中長期的な運営計画に基づき、ワイナリーリゾートタウン構想の実現のために運営していただき、また、長期的な運営による効率化も図れるため、以前の3年から5年に延ばしております。4ページをお願いします。第11条では、施設の利用時間について規定しており、9ページの別表において、客室、入浴施設などの区分毎に設定をしております。第12条は、休館日の規定で、原則として、休館日を設けないこととしております。5ページをお願いします。第17条は、利用料金の規定となります。9ページをお願いいたします。9ページの別表に掲げます額の範囲内において、指定管理者が予め町長の承認を受けて定めることとなります。客室は部屋のタイプに応じて、5000円から10万円の範囲で設定される予定です。また、客室の稼働率を上げるため、日帰りの利用料金も規定しております。入浴施設を含めました施設等の町民利用については、町民価格を適用する方向で調整をしております。6ページの方をお願いいたします。第19条では、利用料金の減免措置の規定となります。旧大和荘条例では、個別の事項について規定をしておりましたが、その個別事項も含み、減免を行う規定としております。次に美郷町交流宿泊施設条例の一部改正についてご説明いたします。配信資料の53の2、新旧対照表、美郷町潮交流研修宿泊施設条例をお願いいたします。この改正は、美郷町潮温泉施設条例の指定期間、休館日等と合わせるもので規定の整理を行い、3ページの別表において、利用料金、利用時間について新たに定めるものでございます。3ページをお願いします。研修室については、1時間当たり500円とし、宿泊棟は1区分、これは1棟のことです。1万2000円。4人までの利用とし、それから一人超えるごとに3000円を加算するものです。現行に規定されております町民または合宿利用などの減免については、今後調整を行ってまいります。議案の方にお戻りいただき、6ページの下段の第1項をご覧ください。これらの規則では、規定の施行日等を定めております。第1項は、施行日を令和2年12月1日と定め、附則第3項から第5項までの規定は公布の日から、第2項、美郷町潮交流研修宿泊施設条例の一部改正及び第7項の規定は、令和2年4月1日からとします。8ページをお願いします。第3項は、美郷町潮温泉大和荘条例を廃止する規定です。第4項は、指定に関する準備行為と経過措置を条例の施行日、令和2年12月1日前に出来る旨を規定しております。第5号から第7項は、この条例制定と美郷町潮交流研修宿泊施設設置条例の一部改正による利用時間及び利用料金の適用に関する経過措置でございます。第8項は、開館は来年の春を予定しており、具体的な施設の供用開始日は、町長に委任することとしています。

以上で議案第53号の説明をします。ご審議のほどお願いいたします。

●佐竹議長

次に、議案第54号から議案第60号までの予算案7件について、順次提案理由の説明を求めます。

●佐竹議長

番外、会計課長。

●井上会計課長

上程いただきました議案第54号、令和2年度美郷町一般会計補正予算第6号について、ご説明を申し上げます。補正第6号につきましては、主に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る事業実施計画に基づいた補正です。後ほど専決で報告をいたします本年度補正予算第5号に対しまして、歳入歳出それぞれ7651万5000円を増額し、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ86億6166万9000円とするものです。第1表の歳入歳出予算補正の歳入です。6ページをご覧ください。事項別明細書の内訳です。歳入につきましては、8ページをお願いします。款14国庫支出金、項2国庫補助金、まず、目1民生費国庫補助金です。説明欄にございます新型コロナウイルス感染症に関する緊急経済対策としまして、在宅障害者等に対します安否確認支援事業、こちらは、国費の方に26万計上しております。その下、目4教育費国庫補助金、節は1小学校費補助金です。これは、従来からの公立の学校情報機器整備補助金並びに学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金、この2つの補助金を国からの補助金の内示を受けています。主にはですね、小学校2校、ギガスクール構想における通信環境の整備として、上段にありますものにつきましては、394万4000円。そして、ネットワーク環境の整備につきましては、182万1000円をこちらの方に計上しています。同様に、節2中学校費補助金でございます。補助事業の名称は同じでございまして、それぞれ402万9000円。そして、ネットワーク環境整備の方に163万4000円を計上させていただいております。続いて、目5総務費国庫補助金、節2総務管理費補助金です。二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金。これは、ドローンを活用した物流実用化への計画を策定するものでございまして、国からの補助金500万円を計上しております。その下、クリーンエネルギー自動車導入事業補助金。これは、避難所の電源となります電気自動車、こちらの購入1台分ですね。こちらの補助金を63万6000円計上しております。その下、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金。第1次としまして、交付の限度額上限をこの度6365万円予算組をしております。その下、15県支出金、項2県補助金、目1総務費県補助金でございます。電源立地対策交付金1022万3000円。これは、浜原ダムの水力発電施設に対します国からの交付金でございます。その下、民生費県補助金、新型コロナウイルス感染症に関する緊急経済対策、上段にありました国庫補助金に対します県補助金のものでございます。3万7000円でございます。9ページをお願いします。款15県支出金、県補助金、目8商工費補助金でございます。商業、サービス業感染対応支援事業費補助金。これが国・県の支援補助分でございます300万の方、歳入としております。その下、款18繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金でございます。財政調整基金につきましては、繰入額を当初に比べまして、3201万9000円を減額しております。これは、前年度の事業実績に伴う繰入額をですね、算定の中で精査しまして、若干縮小させていただきました。それから、次の款20諸収入、項7雑入、目5雑入、コミュニティ助成事業助成金です。こちらは、海外陶芸家の研修受け入れ事業の交付決定に伴います補助金の受け入れに30万でございます。その下、

款21町債、項1町債、目6消防費、節4防災拠点整備事業費。こちらは、後ほど歳出のところで、ご説明差し上げますが、事業費の増額に伴います緊急防災減災事業債を1400万改めて計上しています。続いて、歳出でございます。地方創生臨時交付金に係る事業実施以外は、4月の人事異動に伴う人件費の予算再編成です。人件費につきましては、一般会計では、総体で244万円の減額、他の人件費を要する6つの特別会計を合わせると、全体で35万6000円の増額です。ご説明は人件費に係るもの及び主なものについて、ご説明させていただき、それ以外については、割愛の方をさせていただきます。それでは歳出ですが、11ページをお願いします。款2総務費、項1総務管理費、目6企画費です。こちら説明欄001企画費です。事務事業委託料485万4000円、庁用器具費16万5000円、こちらは、ドローンによります配送サービスの実証調査、これに係る委託料並びに庁用器具費としましては、その調査に必要なパソコン等ですね、購入するというので計上しております。その下、018新型コロナウイルス感染症対策緊急経済対策費、これは、主には、機械器具費に400万計上しておりますが、ゴールデンユートピアがですね、実施する健康教室などにおいて、送迎車両を改めて配備するものです。それに伴います公課費、損害補償料等で合わせて424万円でございます。13ページをお願いします。款3民生費、項1社会福祉費、目3障害者福祉費、説明欄001でございます。障害者福祉費52万円、歳入のところでも申し上げましたが、在宅障害者安否確認に伴います障害者支援事業者への委託料37万円並びに補助金15万円でございます。少し飛びまして、17ページをお願いします。款7商工費、項1商工費、目2商工業振興費でございます。説明欄001、商工業振興費、補助金としまして、1200万。内訳につきましては、商業サービス業感染対策支援としまして80万の支援費に対しまして5件分、400万。または町単独の事業として新たな生活様式対応施策として、こちらは色んな感染症対策の全般にあたるものでございまして、上限額を8万円、町内の業者100事業者程度をですね、想定しまして800万。合わせて1200万をこちらの方に掲げております。続いて、19ページをお願いします。款9消防費、項1消防費、目5災害対策費でございます。説明欄003防災拠点整備事業測量設計費1400万。こちらは比之宮のですね、比之宮会館、こちらの耐震化の調査設計、耐震化調査設計に600万円。また全体の工事の施工管理業務委託こちらに800万円。合わせて1400万を計上しております。その下、004感染症対策費。主には、避難所への体温計、消毒液等のところで消耗品に260万円計上しております。そして、機械器具費につきましては、先ほどありました電気自動車、またこの度、可搬式のパソコン、要するに移動できる、可搬式のパソコンをですね。今回1台電気自動車とセットで準備をしたいということで、こちらの方に上げさせてもらっています。それ以外にはですね、プライバシーテント、避難所の「3密」を避けるためのプライバシーテント、またマットレス、ベッド等をこの度消耗品と庁舎器具費の中でですね、ご用意させていただき計画でございます。その下、款10教育費、項1教育総務費、目1教育委員会費、002スクールバス管理費。こちら消耗品、手数料並びに事務業務委託料36万計上しておりますが、こちら「3密」の軽減のための増便等で掛る費用

をこちらに計上しております。20ページをお願いします。下段にあります款10教育費、項2小学校費、目1小学校管理費でございます。002新型コロナウイルス感染症緊急経済対策費としまして、小学校2校にですね、可搬式の大型扇風機、主に体育館に使用するという予定でございますが、こちらを2台24万2000円計上しております。その下、目2教育振興費、002新型コロナウイルス感染症対応緊急経済対策費でございます。こちらについては、主にタブレットを現在あるタブレットに更改をするという目的でございます、機械器具に811万2000円です。タブレット約157台、そして通信に必要なモバイルルーター35台、そして遠隔授業に掛ります学習用機材一式等で811万2000円でございます。消耗品につきましては、120万6000円は持ち運びに係る消耗品、そして通信運搬費につきましては、モバイルルーターの通信料、事務業務委託料については、タブレット157台を小学校用に仕様化をするための事務委託料です。工事請負費につきましては、校内のケーブルの引き替え並びにスイッチ類の更改でございます。以上で、こちらの対策費1382万7000円です。次ページをお願いします。次ページ款10教育費、項3中学校費、目2教育費。小学校と同じような対策ということで、003新型コロナウイルス感染症対応緊急経済対策費としております。こちら消耗品、通信運搬費事務業務委託料工事経費は、先ほどお話ししました小学校と同じような内容ということ。機械器具費につきましては、中学校につきましてはタブレット160台、モバイルルーター15台等でございます。こちらが782万9000円です。歳出は以上でございます。最後に、第2表地方債補正でございます。5ページをお願いします。下から6つ目の防災拠点整備事業債、先ほどお話をさしてもらいました防災拠点整備費に1400万円増額しております。こちらの方に増額の補正をさせていただき、地方債の合計はこれを加算した17億320万円となります。なお、起債の方法、利率、償還の方法は、前回と変わりありません。

以上で議案第54号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

●佐竹議長

番外、建設課長。

●添谷建設課長

上程いただきました議案第55号、令和2年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第1項につきまして、ご説明いたします。今回の補正は、歳入歳出それぞれ95万3000円増額し、歳入歳出予算の総額を2億1208万1000円とするものでございます。主な理由は、人事異動によります人件費の増額でございます。6ページをお願いいたします。2歳入、款5繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金。説明欄にございますとおり、運転公債費分95万3000円の増額でございます。7ページをお願いいたします。3歳出、款1上水道費、項1、目1ともに簡易水道事業費。説明欄にございますとおり、給料と人件費95万3000円の増額でございます。

以上が議案第55号の説明でございます。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

続きまして、議第56号令和2年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第1項につきま

して、ご説明いたします。今回の補正は、歳入歳出それぞれ2万1000円増額し、歳入歳出予算の総額を3億4107万7000円とするものでございます。主な理由は、人件費の補正による増額でございます。6ページをお願いいたします。2歳入、款4繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金。説明欄にございますとおり、運転公債費分として、公共下水道繰入金が1000円の減、集落排水の繰入金が2万2000円の増ということで、合計2万1000円の増額でございます。7ページをお願いいたします。上の行3歳出、款1下水道費、項1公共下水道事業費、目1特定環境保全公共下水道事業費。説明欄にございますとおり、共済組合負担金1000円の減額でございます。下の表、款1下水道費、項2農業集落排水施設事業費、目1も同じく農業集落排水施設事業費でございます。説明欄にございますように、勤勉手当と人件費2万2000円の増額でございます。合わせまして、合計2万1000円の増額となっております。

以上で議案第56号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

●佐竹議長

番外、健康福祉課長。

●松嶋健康福祉課長

上程いただきました議案第57号、令和2年度君谷診療所特別会計補正予算第1号についてご説明いたします。これは、君谷診療所の会計年度任用職員の人件費にかかるものでございます。まずは、6ページをご覧ください。2歳入、款3繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金でございます。これは、先ほど言いました人件費の積算に伴いまして、一般会計繰入金4万3000円を増額と計上させていただきます。その根拠となります歳出について7ページをごらんください。7ページ、款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費でございます。これは、説明欄をご覧くださいますと、会計任用職員の非常勤職員の報酬、月例給3万3000円と期末手当1万円のと合わせて4万3000円を当初の予算よりも差額が生じたので、その額を上程させていただきました。これによりまして、歳入歳出の予算としましては、総額、歳入歳出それぞれ4万3000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ473万5000円として計上させていただきました。ご審議のほどをよろしくをお願いいたします。

●佐竹議長

番外、住民課長。

●行田住民課長

上程いただきました議案第58号、令和2年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第2号についてご説明いたします。今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ187万1000円を追加し、予算総額を6億7377万9000円とするものでございます。補正の理由でございますが、本年4月の定期人事異動に伴います人件費の増額によるものでございます。それでは、6ページをお願いいたします。歳入でございます。款13繰入金、項2他会計繰入金、目1一般会計繰入金、補正額187万1000円の増額でございます。詳細

につきましては、歳出のところでご説明させていただきます。続きまして、7ページ、歳出をお願いいたします。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費。補正額187万1000円の増額でございます。職員2名分の人件費を計上しておりますが、うち1名につきまして、定期人事異動によるものでございます。説明欄に記載がありますように、給与で82万4000円の増、その他各手当並びに共済費等で増減がございまして、合計187万1000円の増額となっております。

以上で議案第58号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

●佐竹議長

番外、健康福祉課長。

●松嶋健康福祉課長

続きまして、上程いただきました議案第59号令和2年度美郷町国民健康保険診療所特別会計補正予算第1号について、ご説明いたします。この補正予算は、沢谷診療所、大和診療所の2カ所の診療所の人件費についての特別会計補正予算でございます。まずは、6ページをご覧ください。歳入としまして、款2繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金といたしまして、歳出に伴います5万8000円の増額を計上させていただいております。続きまして、7ページをご覧ください。歳出、款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の節1報酬9万9000円増で、3職員手当等が4万1000円減となっております。これは、説明欄にございますように、一般管理費の職員人件費でございますけれども、沢谷診療所分の会計年度任用職員と大和診療所の会計任用職員の報酬と期末手当が9万9000円と期末手当2万円の増でございますが、大和診療所正職員の扶養手当と地域手当がその方の扶養等の変更によりまして、減になっておりますので、5万5000円と6000円の減で差し引きまして、トータル5万8000円の増額となっております。これに伴いまして、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8130万3000円として、計上させていただきました。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

●佐竹議長

番外、住民課長。

●行田住民課長

上程いただきました議案第60号、令和2年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について、ご説明いたします。今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1万2000円を追加し、予算総額を1億8666万4000円とするものでございます。補正の理由でございますが、人件費の増額によるものでございます。それでは、6ページをお願いいたします。歳入でございます。款5繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、補正額1万2000円の増額でございます。詳細につきましては、歳出のところでご説明させていただきます。続きまして、7ページ、歳出をお願いいたします。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、補正額1万2000円の増額でございます。職員1名分の人件費

を計上しておりますが、説明欄に記載がありますように、手当及び共済組合負担金で増額がございまして、計1万2000円の増となっております。

以上で議案第60号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●佐竹議長

次に、議案第61号から議案第63号まで一般事件案3件について順次提案理由の説明を求めます。

●佐竹議長

番外、会計課長。

●井上会計課長

それでは、議案第61号による専決処分、令和2年度美郷町一般会計補正予算第4号の報告を差し上げ、ご承認をいただきたく思います。ご承認をいただいております補正第3号に対し、歳入歳出総額をそれぞれ2348万8000円増額をいたしまして、85億7142万8000円とさせていただきます。提案理由としましては、新型コロナウイルスの拡大防止で、買い物支援での買い物タクシーの実施、また、減収した事業者の支援をいち早く取り組むため、5月19日に専決処分にて執行させていただきました。歳入につきましては、7ページの方をご覧ください。款18繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金です。この時点では、財政調整基金を繰入して充用活用としております。続きまして、歳出でございます。8ページ、次のページ8ページをお願いします。款2総務費、項1総務管理費、目10諸費、説明欄003自治振興費、消耗費8万8000円、事務業務委託費540万円。こちらは町内のタクシー事業者4事業者に買い物タクシーの事業を委託してもらうものでございまして、消耗品につきましては、クーラーボックスや車に張りつける買い物タクシー等のネーミングをつけたマジックシートの制作、事務業務委託料としましては、週5万円程度の委託料ということで、約半年程度の予算でこちらの方に掲げております。その下、款7商工費、項1商工費、目2商工業振興費。説明欄も同様で、001商工業振興費です。これは、新型コロナウイルスの影響で減収をしました事業者さんに約60事業者を想定しまして、上限額30万、1800万をこちらの方で計上しております。

以上で議案第61号の報告とさせていただきます。

続きまして、議案第62号による専決処分、令和2年度美郷町一般会計補正予算第5号の報告を差し上げ、同じくご承認をいただきたく思います。先の補正4号に対し、歳入歳出それぞれ1372万6000円増額しまして、総額を85億8515万4000円とさせていただきます。こちらは、国の緊急事態宣言の緩和を受けて、外出自粛のため運動不足やストレス解消を目的とする取り組みを速やかに実行できるように、専決執行は、5月22日としております。歳入につきましては、先ほど同様にですね、財政調整基金をもって充てております。それ以外につきましては、今回の健康運動教室等でですね、入ります参加者負担金19万5000円をこちらの方で上げております。財政調整基金につきましては1353万1000円です。続いて歳出です。8ページをお願いします。款3民生費、項1社

会福祉費、目4老人福祉費、説明欄002在宅介護支援費。こちら1372万6000円、報償費104万円、事務事業委託費1132万6000円、使用料120万、リース料16万となっておりますが、主にはこうした健康教室、4つの健康教室をこの事業の中に盛り込んでおります。まずは、ゴールデンユートピア等でですね、開催される「コロナに打ち勝つ健康運動教室」こちら35万2000円。また「コロナなんかには負けるな健康運動教室」こちらが、174万2000円。そして健康福祉課直結の事業としまして、「コロナに負けない脳の健康教室」これに760万円。内容としましては、検査の委託料120万、Iパッドのレンタル料、こちらはIパッドを使った健康教室でございまして、Iパッドのレンタル料16万、それから教室の指導者の謝金として104万、送迎委託料等520万計上しております。もうひとつは、「コロナに負けない障がい元気教室」403万1000円。こちらが町外からリハビリの専門の職の委託をお願いさせていただきまして143万1000円。参加者の送迎を260万で送迎の委託料を組んでおります。

以上が、今回の歳出の部分でございます。議案第62号の報告とさせていただきます。

●佐竹議長

番外、教育課長。

●漆谷教育課長

上程いただきました議案第63号について、ご説明いたします。議案第63号、財産の取得について、1. 取得する財産、カヌーの里おおちトレーラーハウス2台。2. 取得の金額、897万6000円。3. 取得の相手方、東京都千代田区神田猿楽町2丁目8番12号、株式会社スペース・イマジネーション 代表取締役 高松由紀子。4. 取得の方法、随意契約。この財産の取得は、カヌーの里おおちのトレーラーハウスの老朽化に伴い、トレーラーハウス2台の更新を行うものです。カヌーの里おおちでは、6台のトレーラーハウスを管理しておりますが、平成30年度に1台、令和元年度に2台を更新し、本年度更に、2台の更新を予定しております。今年度導入予定の物件の単価は408万円で、消費税を加え2台分の総額が897万6000円でございます。相手方は、東京都千代田区神田猿楽町2丁目8番12号、株式会社スペース・イマジネーション 代表取締役 高松由紀子でございます。この事業者を契約の相手方とする理由でございますが、本町が導入を予定しておりますタイプのトレーラーハウスは、国内で生産されておらず、海外からの輸入によるものです。全国のトレーラーハウス取扱事業者について、情報を収集しましたが、既存のトレーラーハウスの下取りまで可能であったのが、本事業者のみでございました。これまでの本町での納入実績を踏まえ、随意での仮契約を令和2年5月8日に締結し、納入期限は、令和2年11月末日といたしております。

以上。ご審議のほどをよろしく願いいたします。

●佐竹議長

以上で議案の説明が終わりました。

なお、議案に対する質疑は、5日に日程を取りますので、よろしく願いをいたします。

以上で本日の議事日程はすべて終了しました。
次の会議は5日金曜日定刻より開きます。
本日はこれもちまして散会といたします。
ご苦労さまでした。

(散 会 午前 10時 36分)